「キャンパス・アジア」
モニタリングハンドブック

日本における１次モニタリングの基準と実施方法

Handbook for ‘CAMPUS Asia’ Monitoring
- Criteria and Method of the 1st Monitoring in Japan -

（案）

Ver. H25.3.18

平成２５年３月

独立行政法人
大学評価・学位授与機構

目　　次

はじめに

Ⅰ．「キャンパス・アジア」モニタリングの目的・全体構成 …… 1

Ⅱ．日本における１回目のモニタリングの概要 …… 3
　１．対象・方法 …… 3
　２．実施体制 …… 3
　　「学生部会」の設置について …… 4
　３．基準 …… 5
　４．手順・スケジュール …… 6
　５．モニタリング結果の公表について …… 7

別添資料１　モニタリング基準 …… 9
　基準１　：教育プログラムの目的 …… 10
　基準２−１　：実施体制 …… 12
　基準２−２　：教育内容・方法 …… 14
　基準２−３　：学習・生活支援 …… 16
　基準２−４　：単位互換・成績評価 …… 18
　基準３　：学習成果 …… 20
　基準４　：内部質保証システム …… 22

別添資料２　採択プログラムによる自己分析 …… 25
　Ⅰ．自己分析における作成資料および提出方法 …… 26
　Ⅱ．各資料の作成要領 …… 27

別添資料３　モニタリング実施側の手順 …… 35
　Ⅰ．全体プロセス …… 36
　Ⅱ．実施体制 …… 37
　Ⅲ．書面調査の手順 …… 37
　Ⅳ．訪問調査 …… 38
　Ⅴ．モニタリング結果の取りまとめ …… 39

はじめに

「『キャンパス・アジア』モニタリングハンドブック」は、独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下、「機構」という。）が、「キャンパス・アジア」パイロットプログラム（平成２３年度大学の世界展開力強化事業タイプＡ－Ⅰ：日中韓のトライアングル交流事業として採択された１０のプログラム）（以下、「採択プログラム」という。）を対象に実施するモニタリングについて、その基準や実施方法等の基本的な内容をまとめたものです。

モニタリングは、日中韓三国の質保証機関による「日中韓質保証機関協議会」において、「キャンパス・アジア」を質保証の側面から支えるための共同の取組みとして実施することとしたものです。５年間のパイロットプログラムの実施期間中に、モニタリングは２回実施する計画ですが、１回目は、日中韓各国がそれぞれの基準・方法を策定し、実施することとしています。

したがって、本ハンドブックは、第Ⅰ章で、モニタリング全体の目的や構成に触れ、第Ⅱ章で、日本における１回目のモニタリングの概要をまとめています。

なお、日本側のモニタリングの基準や実施方法を策定するにあたっては、機構が組織する「モニタリング準備委員会」での議論や、採択プログラムの関係者を集めた「連絡会」および個別のヒアリングを通じて採択大学との意見交換を行い、最終的に、本ハンドブックをまとめました。

Ⅰ．「キャンパス・アジア」モニタリングの目的・全体構成

モニタリング実施の背景

近年の高等教育のグローバル化に伴い、学生や研究者のみならず、教育そのものが国を越えて様々な形態・体制により提供されています。国を越えて提供される教育は、一義的には、関係大学の互恵的関係の下、学生が豊かな教育環境で学び、有益な成果を生み出せるような「質」を追求していくことが肝要であり、こうした教育の質を保証し得る、制度面の整備と国際的な連携体制の構築が不可欠です。とりわけ東アジア地域においては、制度・言語・文化の多様性を抱えながらも、地域の全体的発展を視野に入れた学生・研究者交流の活発化、優れたリーダーの育成に向けた取組みが展開されています。

我が国の高等教育においても、大学の本来的な使命である「教育」・「研究」はもとより、国際的に質の高い教育の提供やグローバルに活躍できる人材の養成に向けて、海外大学との教育提携や共同プログラムの開発等、様々な対応が図られています。同時に、国際的に連携し教育を展開していくうえで「保証すべき質」についても、各所で議論が重ねられています。

第２回日中韓サミット（平成２１年１０月）における鳩山内閣総理大臣（当時）の提案を踏まえて発足した「日中韓大学間交流・連携推進会議」では、日中韓の大学間で質の高い交流を行う「キャンパス・アジア」構想の実現とともに、質保証を伴った交流の在り方について、議論が重ねられました。

並行して、機構、中国教育部高等教育教学評価センター（ＨＥＥＣ）、韓国大学教育協議会（ＫＣＵＥ）の日中韓三国の質保証機関により平成２２年３月に発足した「日中韓質保証機関協議会」においても、国際的な教育における質保証の在り方を共通課題と認識し、その連携方策として、「キャンパス・アジア」を質保証の側面から支える共同の取組み（＝モニタリング）を行うこととしました。

モニタリングの目的

「キャンパス・アジア」では、日中韓の大学間で質の高い交流プログラムを提供し、アジアにおける卓越した人材を養成していくとともに、他の大学や日中韓以外の国々へ「質保証を伴った」教育プログラムの概念と、先駆的な実践例を波及させ、質の高い教育提供と人材養成の持続的展開を図っていくことを目的としています。

この目的を踏まえ、「キャンパス・アジア」における**「モニタリング」**は、いわゆるプログラムの最低限の質を確認するような「評価」ではなく、**採択プログラムの現状や取組内容の質を把握するなかで、教育の質の観点から優良事例を抽出**し、それらを**国内外に広く発信**していくことを目的として実施します。

これらの取組みを通じて、東アジアの高等教育関係者に向けて、「質保証を伴った」教育プログラムの事例を提供し、東アジア地域全体の質保証・質向上のための体制構築への貢献を目指します。また、国内においても、日本の大学に対して交流プログラムの優良事例や経験を発信することで、国際展開を目指す大学を後押しするとともに、質保証を伴った教育を形成していく際の参照情報を提供していくことを目指します。

モニタリングの全体構成

モニタリングは、５年間の「キャンパス・アジア」パイロットプログラムにおいて、２回実施します。１回目は２０１３年（平成２５年）前半期に、２回目はプログラムの採択後３.５年以上経過した２０１５年（平成２７年）に実施を予定しています。

１回目のモニタリングでは、機構、ＨＥＥＣ、ＫＣＵＥの日中韓の各質保証機関が、国内の関連法規や評価制度・手法を踏まえて、個別に実施します。その後、モニタリングを通じて得られた優良事例等は、「事例集」の作成やシンポジウムの実施等により、国内外の高等教育関係者に広く発信します。また、機構、ＨＥＥＣ、ＫＣＵＥの三者において、各国のモニタリング結果を相互に比較分析し、共通的に必要と考えられるモニタリング項目や方法を「共同ガイドライン」として取りまとめていくこととしています。

２回目のモニタリングについては、１回目のモニタリング結果や比較分析の状況を踏まえて、日中韓三国による共同モニタリングや「共同ガイドライン」に沿った各国分担実施等の方法を検討することとしています。

Ⅱ．日本における１回目のモニタリングの概要

１．対象・方法

モニタリングの対象は、平成２３年度大学の世界展開力強化事業タイプＡ－Ⅰ（日中韓のトライアングル交流事業 － 「キャンパス・アジア」パイロットプログラム）にて採択された、１０のプログラム（以下、「採択プログラム」という。）です。

表： 採択プログラム一覧

大学名	構想名
東京大学	公共政策・国際関係分野におけるBESETOダブル・ディグリー・マスタープログラム
東京工業大学	日中韓先進科学技術大学教育環
一橋大学	アジア・ビジネスリーダー・プログラム
政策研究大学院大学	北東アジア地域における政策研究コンソーシアム
名古屋大学	東アジア「ユス・コムーネ」（共通法）形成にむけた法的・政治的認識共同体の人材育成
名古屋大学、東北大学	持続的社会に貢献する化学・材料分野のアジア先端協働教育拠点の形成
神戸大学	東アジアにおけるリスク・マネジメント専門家養成プログラム
岡山大学	東アジアの共通善を実現する深い教養に裏打ちされた中核的人材育成プログラム
九州大学	エネルギー環境理工学グローバル人材育成のための大学院協働教育プログラム
立命館大学	東アジア次世代人文学リーダー養成のための、日中韓共同運営トライアングルキャンパス

※上表は、日本学術振興会ウェブサイト「平成 23 年度大学の世界展開力強化事業採択事業一覧」の順で掲載

日本における１回目のモニタリングでは、機構の定める基準をもとに、採択プログラムの取組みの現状を**採択プログラムが自ら分析**します。その分析内容を基に、モニタリング実施側において、質保証・質向上の観点から**優れた取組み**や、質保証を伴った国際的な教育プログラムを行う上での**課題解決のために工夫している取組み**を抽出します。また、モニタリング実施側からの助言等、意見交換を求めたいことがらについて自己分析書に記述することで、採択プログラムとモニタリング実施側の意見交換による質向上を図ります。

２．実施体制

モニタリングの実施にあたり、機構は、高等教育に係る学識経験者・有識者や機構の教職員からなる「『キャンパス・アジア』モニタリング委員会」（以下、「委員会」という。）および「専門部会」を設置します。

委員会は、８名程度で構成され、モニタリングの基準・方法の決定やモニタリングの結果の確定等を担います。また委員会には、採択プログラムの代表者（２名程度）も参画し、モニタリングの成果の普及・発信方策等を検討していく際に、教育現場の視点を議論に生かしていくこととします。

専門部会には、高等教育の質保証や国際的な教育プログラムの運営に知見を有する専門家や有識者が専門委員として参画します。採択プログラムから提出された自己分析書に対する書面調査をはじめ、訪問調査、モニタリング結果（案）の取りまとめを行います。

「学生部会」の設置について

今回のモニタリングでは、外部質保証活動への学生参画という観点から、委員会・専門部会とは別に「学生部会」を設置し、採択プログラムで学んだ学生同士が主体的に意見を交わし、委員会へフィードバックする仕組みを設けることとしました。

高等教育の質保証を行う上で、学生が、大学内部の質保証の取組みのみならず、外部質保証を通じて意見表明していくことは、国際的な慣例となっています。我が国においても、その実践例を積み上げながら、外部質保証への学生参画の在り方について議論を深めていくことが必要となっており、今回は、そのための一つの取組みとして位置付けるものです。

学生部会では、学生部会に参画する学生委員の主体によるワークショップを実施します。それぞれの学生が、自大学のプログラムでの学習経験をもとに、他大学の学生と、ディスカッションを行います。

ワークショップの内容は、「学生意見書」（仮題）という形で学生委員が自らまとめ、学生部会の代表者が、委員会で報告します。その報告内容は、モニタリング結果を取りまとめる際の参考にするとともに、日中韓三国によるモニタリング結果の比較分析や２回目のモニタリングの設計において活用することとします。

図：モニタリング実施体制（全体像）

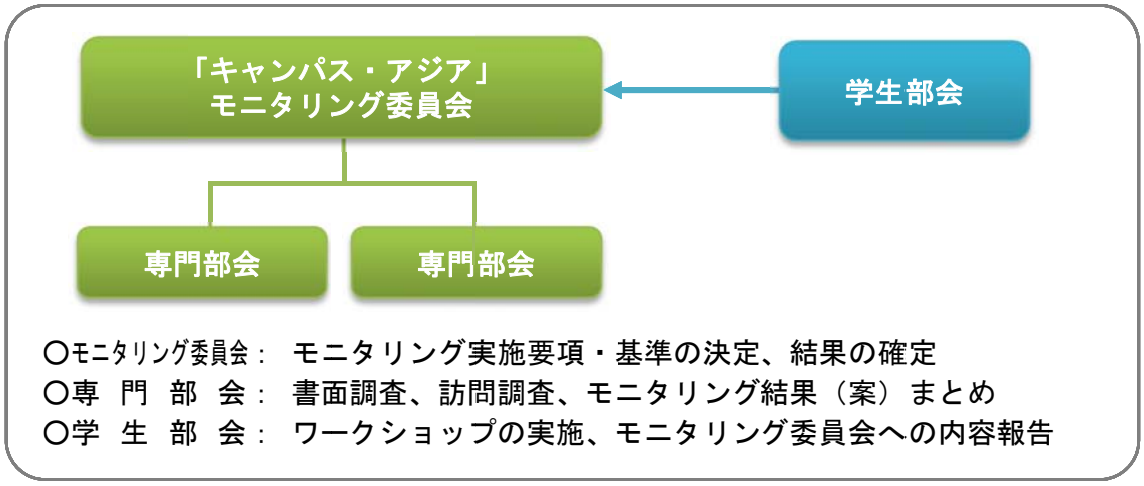

３．基　　準

モニタリングの基準は、以下の７つで構成されます。

〇基準１：　教育プログラムの目的
〇基準２：　教育の実施
- 基準２－１：　実施体制
- 基準２－２：　教育内容・方法
- 基準２－３：　学習・生活支援
- 基準２－４：　単位互換・成績評価

〇基準３：　学習成果
〇基準４：　内部質保証システム

※基準の詳細は、本編９～２３ページ「別添資料１」を参照。

基準は、いわゆるＰＤＣＡモデルに沿って構成しています。（基準１＝Plan、基準２＝Do、基準３＝Check、基準４＝Act）

機構では、モニタリングとは別に、大学単位の教育面における国際化の評価（選択評価）を設計していますが、選択評価の基準もＰＤＣＡをモデルにしています。モニタリングと選択評価の基準構成を合わせることで、国内外に向けて、我が国の大学の国際化や教育プログラムの質が担保されていることをわかりやすく発信していくことを意図しています。

それぞれの基準には、**「優れた取組を抽出する視点の例」**と**「段階判定の尺度と説明」**を設けています。

今回のモニタリングでは、国際的な教育プログラムに先駆的に取り組むなかで、どういった課題があり、それをどういった特徴的な形で解決しているのかについて、採択プログラムからの説明を重視するため、基準の下には詳細な観点を設定していません。ただし、採択プログラムが自己分析する際に、優れていると考える取組みや国際的な教育プログラムに係る課題解決のための工夫した取組みを記述しやすいよう、優れた取組を抽出する視点を**「例」**として列挙しています。

また、「段階判定の尺度と説明」は、採択プログラムにおいて質を伴った教育がどの程度構築できているか、自己分析のためのツールとして活用することを意図したものです。各基準に設けた４つの段階には、どういった内容が実施されていればその段階に達していることが判断できるよう、詳細な説明（いわゆるルーブリック）を付しています。

４．手順・スケジュール

はじめに、採択プログラムにおいて、モニタリング基準に照らして、自己分析を行い、自己分析書を作成します。

自己分析書をもとに、専門部会にて書面調査・採択プログラムへの訪問調査・モニタリング結果案の取りまとめを行います。モニタリング結果案は、結果の確定に先立ち、採択プログラムへ提示されます。最終的に、委員会において、モニタリングの結果を確定します。

図：モニタリングの手順・スケジュール

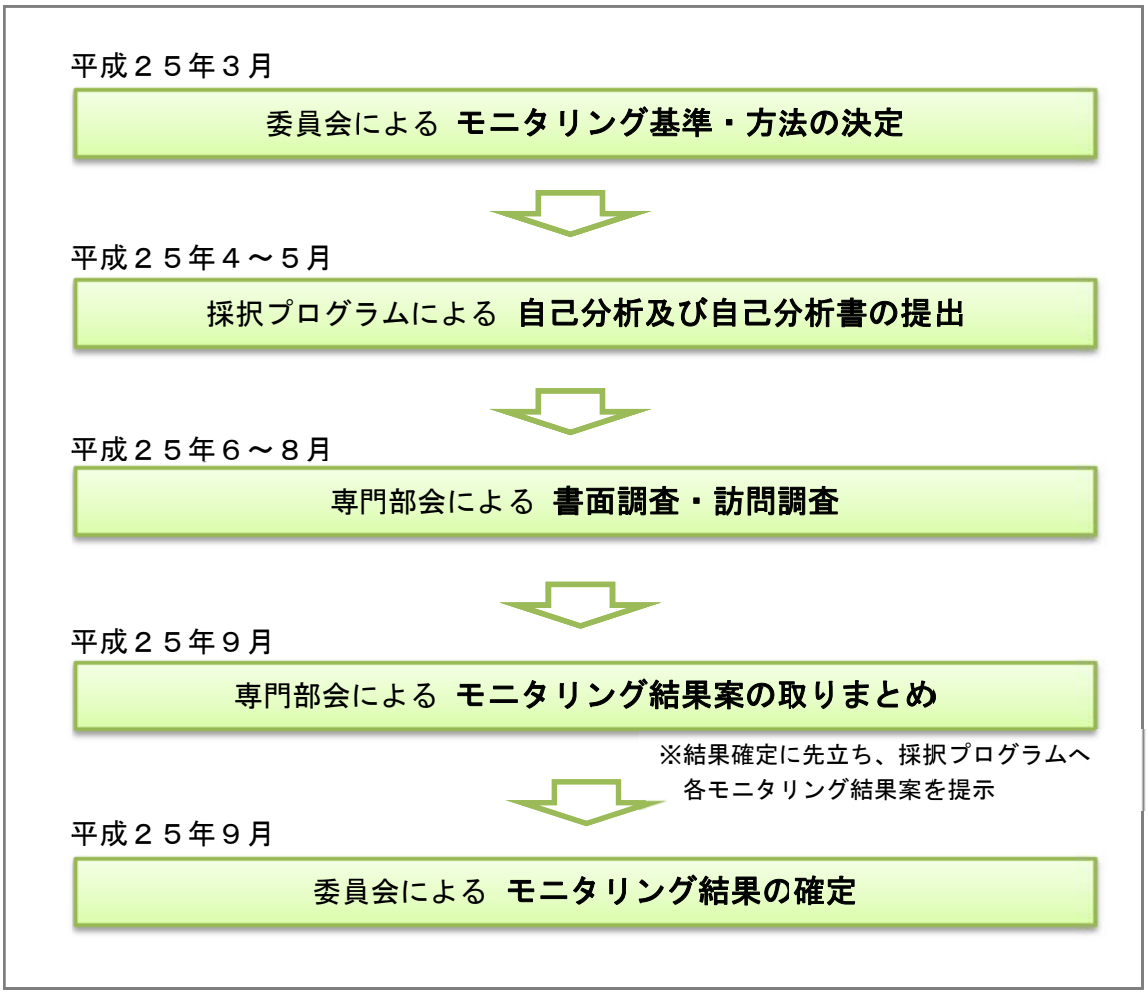

※採択プログラムによる自己分析については本編２５～３３ページ「別添資料２」を、書面調査や訪問調査等のモニタリング実施側の手順については本編３５～３９ページ「別添資料３」を、それぞれ参照。

５．モニタリング結果の公表について

モニタリング結果は、採択プログラムごとの「モニタリング報告書」（以下、「報告書」）の形式でまとめられ、自己分析書とあわせて、機構のウェブサイト等を通じて公表します。その他、委員会で必要と認めた資料を公表します。

また、日中韓質保証機関協議会にて各国のモニタリング結果の比較分析を行うため、報告書および自己分析書それぞれの英文サマリーを、中国・韓国側と共有することとしています。

別添資料１

モニタリング基準

基準１　教育プログラムの目的

海外大学との共同教育プログラムの目的が明確に定められ、参加大学の間で共有されているか。

〈優れた取組を抽出する視点の例〉

a）教育プログラムの目的（育成する人材像を含む）の設定

- 目的に掲げる人材を育成する社会的・学術的な必要性（例えば、東アジア地域等におけるグローバル人材へのニーズ）が、参加大学やその他のステークホルダー間での検討・分析等から明確とされている。
- プログラムの目的が、育成する人材像に求められる知識・スキル・態度等の学習成果を含めて明確に定められている。
- 自大学や参加大学の強み・弱み等を国内外の他大学とのベンチマーク等から検討し、独自性を有するプログラムの目的等を設定している。
- 海外大学との国際的な共同による教育が必要であることが明確な目的となっている。
- 学位授与に至るプログラムの場合には、当該学位が学内で明確に位置づけられ、授与する学位の名称・水準に適合した目的となっている。
- プログラム内で新たに共同学位プログラム等を開設した場合には、上記項目を踏まえて明確な目的設定がなされている。

b）教育プログラムの目的の大学間での共有

- 参加大学間で共同教育プログラムの目的が共有され、運営するための指針として機能している。
- 教育プログラムの目的が、自大学の目的や国際化戦略の中に位置づけられ、関係者に共有されている。
- 対象となる共同教育プログラムが、学位プログラムの一部分や複数の学位プログラムに横断して関与する共通プログラムである場合には、学位プログラムの目的との関係が明確にされている。

〈段階判定の尺度と説明〉

尺度	各段階の説明
課題が残っている	・プログラムの目的や育成する人材像が明確に定められていないか、海外大学等との共同プログラムや授与する学位水準に適合していると言えない。 ・目的が設定されていても、参加大学の教職員に認識されていない。
標準的	・プログラムの目的が育成する人材像を含めて定められており、国際的な共同による教育が必要な目的となっている。 ・参加大学間で目的について共通認識がある。対象となる共同教育プログラムが、学位プログラムの一部分や複数の学位プログラムに横断して関与する共通プログラムである場合には、学位プログラムの目的との関係が明確にされている。
進展している	・プログラムの目的や育成する人材像を、参加大学間での調整のうえで作成している。育成する人材像に期待される知識・スキル・態度等が明確にされている。 ・目的は参加大学の教職員および学生に周知され、共通見解となっている。
優れて 進展している	・目的や育成する人材像等を、参加大学や大学外のステークホルダー等を含めた共同による検討や分析等により明確に定めており、その定期的な見直しが行われている。 ・目的は大学間での共同策定によって共有されており、教育内容の形成や実施のための指針として実際に機能している。

※段階判定の尺度の使い方について

「優れて進展している」は、モニタリング実施側が用いる尺度で、特に優れていると認められる取組みについて、モニタリング報告書のなかで「優れて進展している」取組みとしてまとめられます。

したがって、採択プログラムおよびモニタリング実施側においては、それぞれ以下の要領で、採択プログラムにおける質を伴った取組みの構築状況を整理してください。

【採択プログラムの自己分析時】

「進展している」・「標準的」・「課題が残っている」の３段階

※「優れて進展している」と分析される場合も、自己判定としては「進展している」と整理してください。

【モニタリング報告書の取りまとめ時】

「優れて進展している」・「進展している」・「標準的」・「課題が残っている」の４段階

基準２－１　実施体制
目的を達成するための体制が、参加大学等の間で適切に構築され、機能しているか。

〈優れた取組を抽出する視点の例〉

a）組織体制

- 参加大学間で運営体制や学生に対する責任、経費の配分等の基本的方針が協定等の文書等で明確化され、機能している。
- 参加大学間で定期的な会合等を行い、プログラムの運営方法や課題等を検討する体制が構築され、機能している。
- 研究指導を行う場合には、参加大学間で指導教員体制が適切に構築され、連携が機能している。
- 自大学において、教育プログラムの責任体制や学内の他部署（国際部署、評価部署、学生支援部署）等の関係や支援体制が明確になっている。

b）教職員

- 共同教育プログラムの目的や教育内容・水準に適合した教員が配置されている。特に、外国人教員の国際公募を含め、海外大学での教育経験や国内大学での英語による教育経験を有するような、国際的な対応能力が高い教職員が配置されている。
- 教職員の国際的な対応能力の向上をはじめとして、教職員の能力開発・キャリア開発を支援するための取組み（ＦＤ、ＳＤ）が推進されている。
- 学生の宗教・文化面の対応に関するガイドライン作成等の取組みが行われている。

〈段階判定の尺度と説明〉

尺度	各段階の説明
課題が残っている	・参加大学間で運営体制や学生に対する責任、経費の配分等が明確になっていない。学内では特定の教員個人に依存した運営となっており、関係者の共通理解が得られていない。 ・国際的な教育を行うのに適切な能力を有する教職員の数が不足している。
標準的	・参加大学間での責任体制等が協定等の文書で明確になっている。参加大学間で組織間の調整が定期的に行われている。学内で組織的にプログラムを運営する体制が機能しており、関係者の共通理解が得られている。 ・国際的な教育を行うのに適切な能力を有する教職員が必要数確保されている。
進展している	・参加大学間で組織間の調整が定期的に行われており、課題の共有や分担がなされている。学内の関連部署からの支援が行われている。 ・国際的な教育を行うのに適切な能力を有する教職員が多数おり、教職員の国際対応能力の育成が進められている。
優れて 進展している	・参加大学間で電子会議等を含めて会合が日常的に開催されており、教育内容等の見直し・改善を一体的に進める構造が実際に機能している。学内の国際化戦略の中に位置づけられ、関連部署との有機的な連携のもとで実施されている。 ・国際的に質の高い教職員が積極的に関与しうるインセンティブ構造や支援体制が形成されており、教職員の更なる国際対応能力の育成が進められている。

基準２－２　教育内容・方法
目的を達成するために適切な教育内容や教育方法が共同して検討され、実施されているか。

〈優れた取組を抽出する視点の例〉

a）教育内容・教育方法

- 育成する人材像（例えば、東アジアにおけるグローバル人材のニーズ）に期待される知識・スキル・態度等の学習成果に適合した教育内容を形成しており、そのことを自ら体系的に分析している。
- 学生が履修する教育内容について、参加大学の間でカリキュラム構成や科目の情報を共有するとともに、一つのプログラムとして統合的・体系的な構成となるように意図している。
- 国際的な共同を行うことによる教育面での付加価値や国際競争力の向上が明確になっている。
- 海外での企業や公的機関等によるインターンシップ等の、プログラム目的に即した効果的な教育方法がとられている。
- 各国の言語や文化・社会の教育が効果的に行われている。
- 英語での授業の実施等、外国人学生が履修しやすい教育方法の工夫が行われている。
- 学生が移動することに適した教育方法（e-learning の活用や教員が出向いて行う共同指導等）がとられている。

b）学生受け入れ

- 学生選抜の方法（基準や選抜の体制）を教育プログラムの目的や教育内容を踏まえて、参加大学間で共同して設定し、運用している。
- 参加希望者が適切な人数存在し、参加学生数の双方向性（交流のバランス）が実際に確保されている。
- 実際に受け入れた学生の構成やその学力水準（語学力を含む）が、教育プログラムの目的や教育内容に適合したものとなっている。

〈段階判定の尺度と説明〉

尺度	各段階の説明
課題が残っている	・各大学内にて開講されているカリキュラム構成や科目の情報が参加大学間で相互に把握されていない。教育内容と期待される学習成果との関係が明確でない。 ・学生募集の方法が明確でない。計画した学生数が確保されておらず、参加大学間で偏りがある。
標準的	・参加大学間でカリキュラムや科目の情報を常に把握し、学生が履修する内容の調整を行っている。教育内容が期待される学習成果に即して構築されている。国際的な共同教育に適切な教育方法がとられている。 ・計画した学生数が確保されており、プログラムの教育内容を学ぶのに適切な学力水準（語学力を含む）が確保されている。
進展している	・参加大学間でカリキュラムを共同して検討し、教育プログラムの目的を実現するために適切な教育内容となっている。国際的な共同を伴うことで実現しうる教育が行われている。国際的な共同教育に有効な教育方法が工夫されている。教育内容・方法と学習成果との関係が明確に分析されている。 ・計画した学生数が確保されており、参加学生の選抜方針を調整して各大学で実施している。
優れて 進展している	・参加大学が強みを有する内容を連携させるなどして体系的な教育内容を構築しており、国際的な共同教育によって、国際的にも優れて特徴的なものとなっている。教育内容・方法と期待される学習成果との関係の分析を行い、定期的に見直している ・志願者が量・質ともに高く、学生の選抜を参加大学間で共同して決定した方針・方法によって行っている。

基準２－３　学習・生活支援
学生が適切に学べる環境を形成し、学習・生活面の支援を行っているか。

〈優れた取組を抽出する視点の例〉

a）学習支援

- シラバスが明確に作成され活用されるとともに、参加大学間でカリキュラム、科目履修順序、単位認定可能な科目等の情報の共有を行うことにより、学生に対して派遣前の履修指導を適切に実施している。
- アカデミックカレンダー（学事暦）の違いについて、プログラム用の特別なカレンダーの採用や集中講義の実施、補習の実施等により、学生の学習上の障害に対応している。
- 現地での単位取得に支障が生じた学生がいた場合の対応方針を明確に定めている。
- 自大学から派遣する学生に対して、事前の語学研修や補習等の追加指導の実施、派遣先での学習面での遠隔指導等の各種の学習支援を実施している。
- 海外から受け入れる外国人学生に対して、履修指導、教育支援者・ＴＡの配置、語学研修や補習等の追加指導、学内各種資料の翻訳や諸手続の支援等の各種の学習支援を実施している。
- 移動する学生が図書館、ＩＴ機器、研究施設・設備等を利用できるよう、学習環境を適切に構築している。

b）生活支援

- 参加学生に奨学金等の財政的支援や宿舎等の情報を事前に提供するとともに、ほとんどの参加学生にこれらの支援を提供できている。
- 海外からの学生に対して、事前に生活支援の情報を適切に伝達するとともに、来日後のオリエンテーション、言語や生活面の支援やカウンセリング、災害時等のリスク管理、卒業後の就職の支援等の各種の生活支援を行っている。
- 自大学から派遣する学生に対して、事前に派遣先での生活支援の状況を適切に伝達するとともに、派遣先での遠隔でのカウンセリング等、災害時等のリスク管理、卒業後の現地での就職の支援等の各種の生活支援を行っている。
- 参加している学生間での交流支援や、（既に該当する場合には）卒業・修了後の同窓会組織の形成を支援している。

〈段階判定の尺度と説明〉

尺度	各段階の説明
課題が残っている	・ 移動する学生への事前の履修指導が十分に行われていない。参加大学間で補習等の学習支援体制が実施されていないか、実施内容の把握や調整がなされていない。 ・ 奨学金や宿舎等の住居支援が十分ではなく、学生の生活面での負担が大きい。学生の生活支援を行う責任体制が明確でなく、派遣学生や受け入れ学生の相談やリスク管理がなされていない。
標準的	・ 参加大学間で履修に必要な情報を事前に共有し、履修指導を行っている。移動する学生への研修・補習（語学含む）が一部実施されている。図書やＩＴ、実験施設等の学習環境が適切に提供されている。 ・ 奨学金や宿舎等の住居支援が多くの学生に提供されている。学生の生活支援について参加大学との連携や分担が行われ、学生からの要請に基づいて相談を行っている。
進展している	・ 参加大学間で履修に必要な情報を事前に共有し、履修指導を適切に行っている。移動する学生への研修・補習やＴＡ等の支援が参加大学で連携して実施されている。各種施設・設備などの学習環境（正課外学習を含む）が適切に提供されている。 ・ 奨学金や宿舎等の住居支援がほとんどの学生に提供されている。各種の生活支援（カウンセリング含む）が参加大学で連携して提供され、その情報が体系的に提供されている。就職面の支援等を行っている。
優れて 進展している	・ 参加大学間で履修に必要な情報を事前に共有し、履修指導を適切に行っているとともに、学事暦や科目開設期間の調整等の、移動する学生の不利益を緩和する措置がなされている。移動する学生への研修・補習やＴＡ等の支援が参加大学の協力のもとで全ての大学で充実して行われ、積極的に学生が利用している。遠隔でのカウンセリングを含む学習相談がなされている。最新の施設・設備等の優良な学習環境（正課外学習を含む）が提供され、利用されている。 ・ 奨学金や住居支援が全ての学生に提供されている。各種の生活支援が参加大学協力のもとで全ての大学で充実して提供されており、教職員がそれを把握して学生に助言できている。学生が実際に活用し、その内容を体系的に集積することで生活支援の組織的改善へ活かしている。就職面での支援が十分な連携・協力のもとで行われている。学生や卒業生の間の交流が支援されている。

基準２－４　単位互換・成績評価

単位の取得や海外大学等との互換方法、成績評価の方法および海外大学等との互換方法が定められ、機能しているか。

〈優れた取組を抽出する視点の例〉

a）単位認定・互換

- 海外大学で取得した単位について、その教育内容を踏まえて単位互換を行うシステムが構築されている。特に、単位制度の違いや相手大学での科目履修順序等を踏まえた上で、適切な単位互換の方法を検討し、機能させている。適切な場合には、既に国際的に実施されている枠組みを有効に活用している。
- 各大学で単位互換の上限管理を行い、適切に運用している。

b）成績評価・学位授与

- 参加大学において成績評価方法について調整を行うとともに、各参加大学にて厳格な成績評価が行われ、単位の実質化が図られている。
- 海外大学で取得した成績について、その成績評価基準を踏まえて成績の認定を行うシステムが構築されている。特に、プログラム内で参加大学間での成績評価基準や分布の統一化等の試みを適切に行い、機能させている。
- 共同学位を授与するプログラムにおいては、学位審査において参加大学の教員を審査員に加えるなどの方法を、十分に協議して行っている。
- 共同学位を授与するプログラムにおいては、学位記にプログラムの概要や得られる能力等に関する情報を記載した資料の様式を参加大学間で調整して添付している。共同学位を伴わない場合でも、同様の情報を学生が活用できるように工夫している。

〈段階判定の尺度と説明〉

尺度	各段階の説明
課題が残っている	・ 参加大学間での単位制度が把握されていない。各国の法律で定められた上限を超えた単位互換が行われている。 ・ 参加大学間での成績評価方法が把握されず、各大学で独自に成績評価が行われている。学位審査も各大学にて独自に行われ、追認するのみである。
標準的	・ 参加大学における単位制度を把握するとともに、教育内容を踏まえて単位互換を行うシステムが構築されている。 ・ 海外の参加大学における成績評価方法を把握しており、それを踏まえた成績の互換を行うシステムが構築されている。
進展している	・ 単位の実質化に向けた各種取組みが各参加大学にて行われており、教育内容やその水準を踏まえた上で単位互換を行うシステムが構築されている。 ・ 成績評価の厳格化に向けた取組みが各参加大学にて行われており、成績評価方法を踏まえた成績の互換を行うシステムが構築されている。
優れて 進展している	・ 単位の実質化が各参加大学にて実現されており、教育内容やその水準を踏まえたうえで単位互換を行うシステムを構築している。適切な場合には国際的な単位換算の方法を用いるなどして、単位互換方法を体系的に定めている。定期的に、単位互換方法の適切性の確認と見直しを行っている。 ・ 各大学にて成績評価の基準が明確にされ、教員の間で成績評価の基準が合意されている。その上で成績の互換を行うシステムを構築している。適切な場合には、統一した成績評価基準を用いるなどして体系的な方法をとっている。定期的に、成績評価と互換の方法の適切性の確認と見直しを行っている。

基準３　学習成果
教育プログラムの目的に即して学習成果を測定する方法を設定し、成果が適切にあがっているか。

〈優れた取組を抽出する視点の例〉

a)　学習成果の測定と結果

- 参加学生の単位取得の状況を把握することにより、学生の学習状況を分析している。
- プログラムとして期待される学習成果を踏まえ、学習成果を測定する方法を適切に設定し、継続的に測定している（例えば、学生の達成度や学習経験に関する調査、ルーブリック、学習ポートフォリオ、卒業論文・プロジェクト等のキャップストーン、標準テストや共通テスト）。
- それによって把握された学習成果の状況が、プログラムとして期待される国際水準を踏まえた学習成果を達成している。
- 国際的な共同を行うことによって実現される学習成果（付加価値）が得られている。

b)　プログラム履修後の状況

- 既に卒業・修了した学生がいる場合には、卒業・修了後の直後ならびに数年後の状況の把握が行われている。
- 既に卒業・修了した学生がいる場合には、卒業・修了後の教育内容への満足度の調査や、卒業・修了者の雇用者に対する調査を行い、学習成果を検討している。
- 短期留学（セメスター単位の交流プログラムやサマー・プログラム等）においては、留学終了後の調査（満足度調査やその後の学習状況の把握等）を行い、その結果を教育内容や指導方法の改善へ活用している。

〈段階判定の尺度と説明〉

尺度	各段階の説明
課題が残っている	・ プログラム全体としてどのような方法によって学生の学習成果を測定するのかが定まっていない、あるいは測定のための情報収集方法や判断基準が整備されておらず機能していない。 ・ 学生のプログラム卒業・修了後の状況を把握していない。
標準的	・ 学生の履修・単位取得状況を分析している。学習成果の測定方法が定まり、必要な情報が集められている。授与する学位に対して適切な学習成果が得られている。 ・ 学生のプログラム卒業・修了直後の状況について把握している。
進展している	・ 学習成果の測定方法について教職員や学生へ詳細に説明がなされ、必要な情報が集められている。参加大学間で同様の判断基準で学習成果が判断されている。プログラムの目的に対して適切な学習成果が得られている。学生の履修・単位取得状況と学習成果との関係を分析し、教育内容や指導方法の改善へ活用している。 ・ 学生のプログラム卒業・修了後の状況を定期的に把握し、その結果を共有している。
優れて 進展している	・ 学習成果の測定方法が妥当に設定され、参加大学の教員・学生に共有されているとともに、定期的な見直しもされている。可能な場合には他とのベンチマークを行い、学習成果が国際的にも高い水準にあることが示されている。国際的な共同による教育による付加価値が示されている。 ・ 既に卒業・修了した学生がいる場合には、その後の状況や学習成果への調査が行われ、学習成果が高く認識されているとともに、更なる教育改善への取組みが行われている。

基準４　内部質保証システム
内部質保証や改善のための体系的な取組みが、参加大学との連携のもとで行われ、機能しているか。

〈優れた取組を抽出する視点の例〉

a）内部質保証システムの体制

- 学生からの定期的な意見聴取（学生へのアンケート、懇談、レビュー委員会への学生参画等）を実施している。
- 履修状況や学習成果の測定結果等の情報を集積して分析することにより、プログラムのレビューが行われている。
- 参加大学間の連携のもとで、定期的に外部者（助言委員会を含む）によるレビューが行われている。
- 大学の自己点検・評価や認証評価において、当該プログラムの状況についても含めることで、大学全体としての質保証においても考慮されている。
- 当該プログラムの教育内容や学生の学習成果・教育効果の情報を適切な形で公表・発信することにより、社会で広く理解されるようになっている。

b）改善実績・将来計画

- レビュー結果が参加大学間で共有され、改善へ活用されている。
- レビュー結果が学内の国際関係部署、教育・質保証・評価を担当する部署、学生支援部署等において検討されており、大学として必要な措置が実現されている。
- 国際的な共同教育プログラムを行うことによって、自大学の国際化や他の教育への影響を及ぼすことが意図されており、実際に優れた影響が得られている。
- 公的な資金助成が終了した後にも、プログラムを継続する方策が検討されている。

〈段階判定の尺度と説明〉

尺度	各段階の説明
課題が残っている	・教育プログラムのレビューが行われておらず、学生の意見や学生が身につけた学習成果が不明である。 ・プログラムのレビューが行われていても、その結果が参加大学においてほとんど使われていない。
標準的	・学生の意見聴取（授業アンケート含む）や学習成果の把握等を踏まえて、教育プログラムの内部レビューが行われている。プログラムの情報が適切に公表されている。 ・プログラムのレビュー結果は、参加大学間や自大学の関連部署に伝えられ、その都度の対応がなされている。
進展している	・学生との詳細な意見交換や学習成果の測定結果に対する分析を行うとともに、参加大学間でレビューを連携して実施することにより課題を共有している。外部者によるレビューが行われ、分析に基づいた提言を受け、改善に活用している。 ・レビュー結果を踏まえて、参加大学で連携してプログラムの改善計画を作成している。学内の必要な部署に提供され、フィードバックを得ている。プログラム実施の効果がプログラム参加学生以外にも一部得られている。プログラムの継続計画が検討されている。
優れて 進展している	・学生との詳細な意見交換や学習成果の測定結果、他大学とのベンチマーク等の各種分析を参加大学で共同して行い、学習成果と学生の経験との関係が分析され、課題が明確化・共有されている。学生のレビュー委員会への参加や、国際的な教育に関する専門性を有する国内外の外部者によるレビュー等、効果的なレビュー方法を実施し、提言を得ている。 ・レビュー結果を参加大学間でプログラム改善に活用する方法が体系的に整備されて、実際に課題解決が行われている。学内の必要部署と連携するなどして、大学としての対応がなされている。プログラム参加学生以外を含めて大学全体に国際化の効果・影響が得られている。プログラムの継続の体制が確実になっており、定期的見直しが計画されている。

別添資料２

採択プログラムによる自己分析

Ⅰ．　自己分析における作成資料および提出方法

モニタリングでは、採択プログラムが自ら分析した取組みの現状をもとに、専門部会において、優れた取組みや、国際的な教育プログラムを行う上での課題解決のために工夫した取組みを抽出していきます。したがって、採択プログラムにおいては、機構が定めるモニタリング基準に沿って、自己分析を実施し、次の資料を作成・提出願います。

資料名	様式	提出期限	提出方法	作成要領
（１）自己分析書	**指定様式１** （Word）	平成２５年 **５月１７日（金）**	いずれも **電子データ**で提出	P.27 ～30
（２）基礎データ票	**指定様式２** （Excel）			P.31
（３）授業科目一覧表	自由			P.32
（４）取組学部・研究科及び学内における採択プログラムの実施体制表	自由			P.32
（５）自己分析書の英文サマリー	**指定様式３** （Word）	平成２５年 **６月２８日（金）**	**電子データ**で提出	P.33

上記のうち、指定様式１～３については、当該の様式ファイルダウンロード先を別途お知らせします。

なお、上記以外に資料の添付が必要な場合は、自己分析書に当該ウェブページへのリンクを貼付願います。

○提 出 先

採択プログラムとの電子データの共有に際して、オンラインストレージを導入する予定としています。提出先は、後日別途お知らせします。

Ⅱ．各資料の作成要領

（１）自己分析書（指定様式１）

○自己分析書の構成

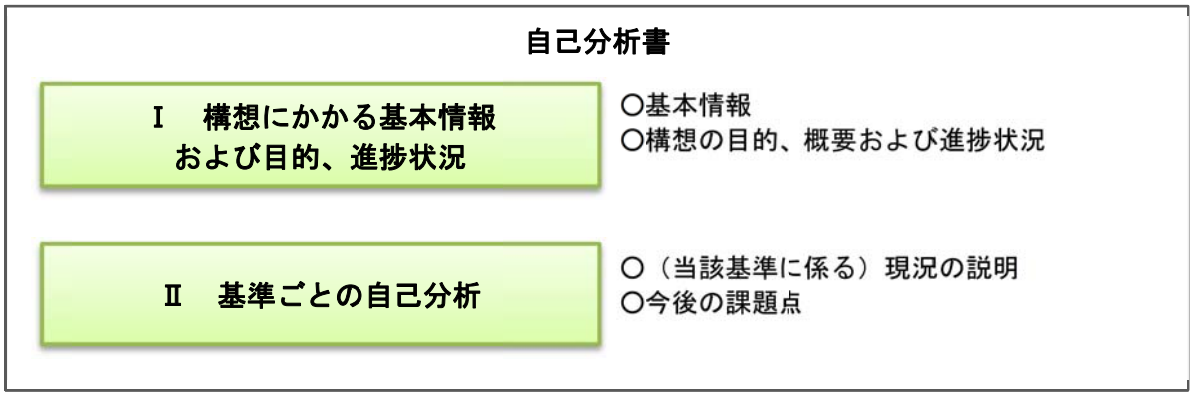

○作成上の一般的留意事項

・　自己分析書には、**平成２４年度末までの取組状況**を記述してください。

・　自己分析書の分量は、全体で１０～２０ページのボリュームとします。各章のページ数の目安は本ページ以降の記述要領をご覧ください。

・　記述にあたっては、書式を以下のとおりに設定の上、日本語で作成してください。

用紙サイズ	Ａ４判縦型
文字の大きさ	図表以外は、１０．５ポイントのＭＳＰ明朝体に揃えてください。なお、ゴシック体、アンダーライン等は適宜可とします。
色	白黒（カラー不可）

・　表紙の所定箇所には「大学名」と「構想名称」、目次欄には対応するページ番号、各ページの右上欄外には「大学名」を、それぞれ入力してください。

○記述要領

「Ⅰ　構想にかかる基本情報および目的、進捗状況」

Ⅰ　構想にかかる基本情報および目的、進捗状況

基本情報

1.　大学名	○○大学	
2.　構想名称	【和文】	○○○○
	【英文】	○○○○
3.　取組学部・研究科等名	大学院○○研究科、○○研究科	
4.　海外の相手大学	【中国】	○○大学○○研究科
	【韓国】	○○大学○○研究科

状況

○構想の目的及び概要

……
……
……

○平成２４年度末までの取組状況

……
……
……

大学の
調書
・アジ
における
容を転

等名」

」

２．採
想の目
概念図
してく

末まで
ださ
タリン
が網羅
ださ

、進捗

析書の
ます。

「Ⅱ　基準ごとの自己分析」

◇「１．（当該基準に係る）現況の説明」

現況の説明の際は、以下の点に留意しながら、次ページの要領に沿って記述願います。

・　モニタリング基準の「優れた取組を抽出する視点の例」を参考にしながら、**工夫した取組みや優れていると考える取組みに焦点を置いて**記述してください。特に、質保証を伴った国際的な教育プログラムを行う上で、どのような課題が生じ、それに対して**どのような方策を講じたかといった課題解決のための工夫**も記述願います。

・　記述する際には、モニタリング基準の「段階判定の尺度と説明」を参考に、質を伴った取組みがどの程度構築できているか分かるように記述してください。

・　最後に、「段階判定の尺度と説明」に照らして、自らのプログラムにおける質を伴った取組みの構築状況を**「進展している」・「標準的」・「課題が残っている」の３段階で自己判定**してください。

※「優れて進展している」・「進展している」の判断について

「優れて進展している」は、モニタリング実施側が用いる尺度で、特に優れていると認められる取組みについて、モニタリング報告書のなかで「優れて進展している」取組みとしてまとめます。

したがって、採択プログラムの自己分析段階では、「優れて進展している」と分析される場合も、自己判定としては「進展している」と整理してください。

尺度	各段階の説明
課題が残っている	・・・ ・・・
標準的	・・・ ・・・
進展している	・・・ ・・・
優れて 進展している	・・・ ・・・

⇒　自己分析段階では、「進展している」と整理

◇「２．今後の課題点」

本項では、解決が困難な課題点や、モニタリング実施側からの助言等、意見交換を求めたいことがらについて記述する欄です。採択プログラム側とモニタリング実施側との意見交換を図ることで、プログラムのさらなる質の向上を目指します。

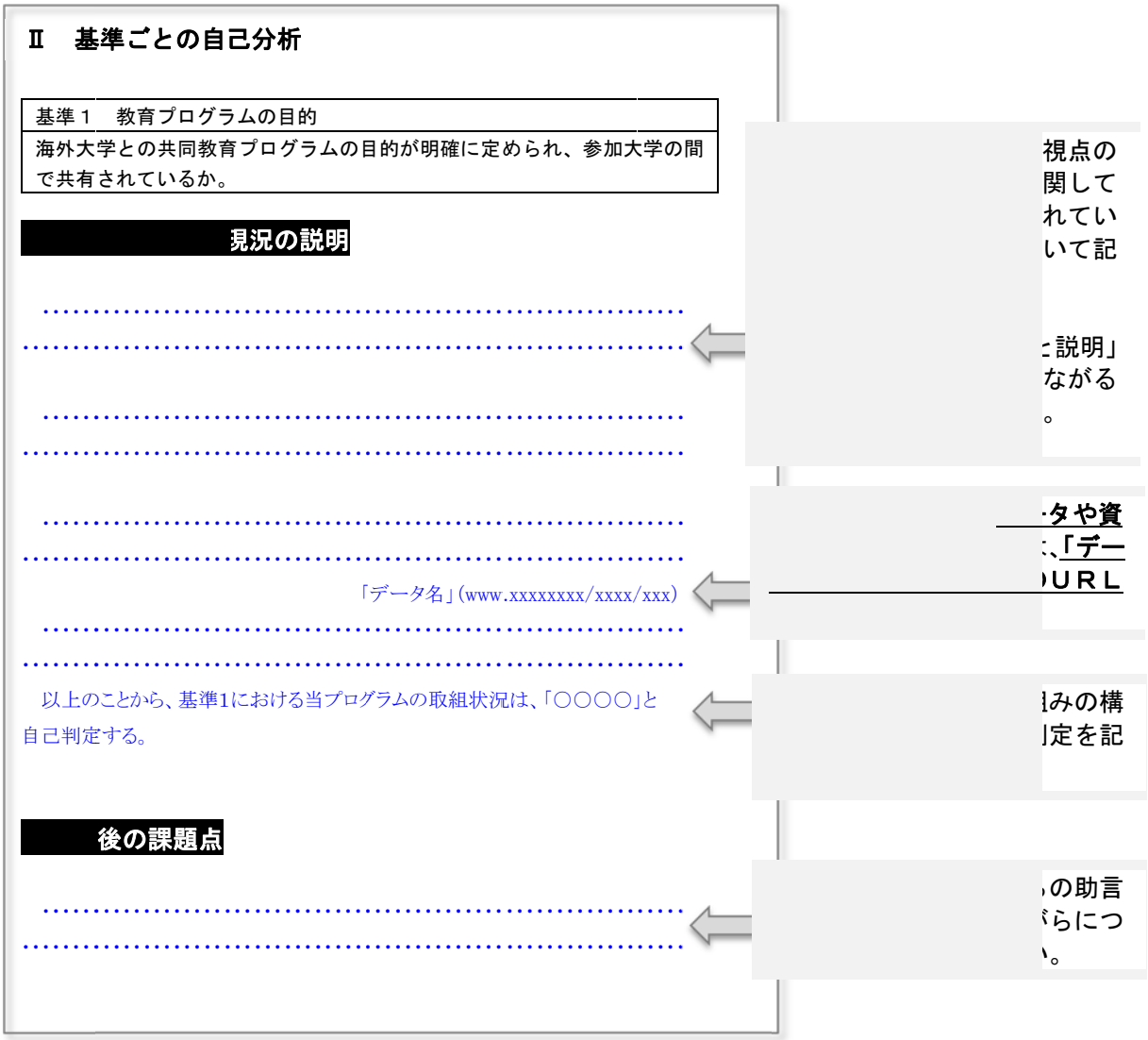

Ⅱ　基準ごとの自己分析

基準１　教育プログラムの目的
海外大学との共同教育プログラムの目的が明確に定められ、参加大学の間で共有されているか。

現況の説明

「データ名」(www.xxxxxxxx/xxxx/xxx)

以上のことから、基準1における当プログラムの取組状況は、「〇〇〇〇」と自己判定する。

後の課題点

※基準２－１以降についても、同様に記述してください。

（２）基礎データ票（指定様式２）

基礎データ票は、採択プログラムにおける個別の交流内容（セメスター単位の相互交流やサマープログラム、ダブルディグリー等）について、交流期間等の基礎情報や、学生のモビリティーの実績を把握するために活用します。

〇採択プログラム構想全体の交流学生数（派遣・受入別）
〇奨学金・宿舎提供の状況
〇個別の交流プログラムごとの概況
- 名称
- 派遣・受入の別
- 交流期間
- 取得可能単位数
- 交流学生数（当初計画数および交流実数）

〇作成上の一般的留意事項

- 基礎データ票には、**平成２４年度末までの状況**を入力してください。
- 「３．個別の交流プログラムの概況」の入力の対象となる交流内容は、交流期間を問わず、日本と中国・韓国の間を学生が移動したものを対象とします。
- 入力の要領は、基礎データ票様式（Excel）の別シートに示した「入力例」を参考にしてください。

基礎データ票（サンプル）

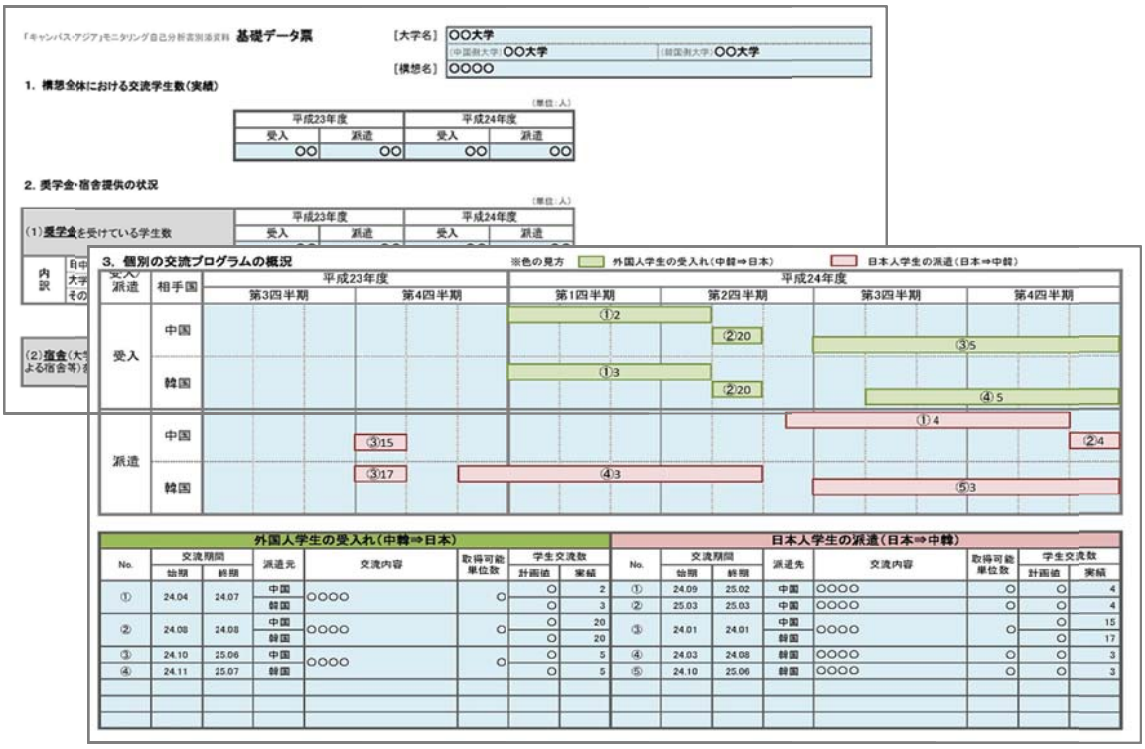

（３）授業科目一覧表（様式自由）

授業科目一覧表は、日本側への受入学生および中国・韓国への派遣学生に対してそれぞれ提供される授業科目の種類について、モニタリング実施側が把握するために活用するものです。

対象となる授業科目は、**平成２４年度末時点**で、**「中国・韓国から受け入れた学生が単位取得した、日本側の授業科目」**および**「中国・韓国に留学した学生が相手大学先で単位取得した、中国・韓国側の授業科目」**とします。

様式は自由としますが、少なくとも次の項目が盛り込まれるようお願いします。（項目の順序は問いません。）

〇授業科目の名称
〇教授言語
〇担当教員
〇受講年次
〇学期（半期／通年の別）
〇必修／選択の別
〇取得可能単位
〇授業科目ごとの単位取得者数（中国・韓国で取得した単位については、日本側大学での単位認定状況も含む）

（４）取組学部・研究科及び学内における採択プログラムの実施体制表（様式自由）

本実施体制表は、採択プログラムの実施体制や、学内外の関係部署・委員会との連携体制について、モニタリング実施側が把握するために活用するものです。

体制表は、**平成２４年度末時点**のもので、**様式自由**としますが、少なくとも次の項目が盛り込まれるよう確認ください。

〇プログラム運営体制図
- 日本側のプログラム運営組織
- 学内および外部の委員会との連携体制
- 日中韓合同の運営組織

〇日本側のプログラム運営組織のメンバー表

（５）自己分析書の英文サマリー（指定様式３）

自己分析段階において作成される**自己分析書の英文サマリーは、「Ⅰ　構想にかかる基本情報および目的、進捗状況」の英語版**とします。

本サマリーは、日中韓質保証機関協議会における中国・韓国側メンバーに対して、各プログラムの取組状況を情報提供する際に活用するとともに、最終的には、モニタリング結果とあわせて公表します。

※なお、１回目のモニタリング実施後に、実施結果の英文による発信や、日中韓の質保証機関によるモニタリング結果の比較分析を計画しています。その際、機構が抽出した優良事例等を英訳する際には、採択プログラムの協力を得ながら作成していきます。

○英文サマリーの記述要領

自己分
情報お
述要領
ること。

'CAMPUS Asia' 1st Monitoring in Japan

Summary of Self-Analysis Report

ject Title

y

[redacted]

Japanese University	School of XX, University of XX
Chinese University	Graduate School of XX, Graduate School of XX, XX University
Korean University	Graduate School of XX, XX University Graduate School of XX, University of XX

度大学
構想調
lication
sia
Project
e of the
the
要な内
。

[redacted]

1) Project outline

plication
ummary
そのまま

2) Progress of the project (until the end of March 2013)

「I-2.
捗状況」
での取
載して

い。
１ペー
外の入
します。

別添資料３

モニタリング実施側の手順

Ⅰ．全体プロセス

モニタリング実施側においては、次のプロセスに沿って採択プログラムのモニタリングを行います。

平成２５年

３月下旬

モニタリング委員会（第１回）

〇委員長、副委員長の決定
〇モニタリング基準・方法の決定
〇部会長の指名、専門部会の編成

▼

５月

専門部会（第１回）

〇部会長、副部会長の決定
〇各部会の担当プログラムの決定
〇モニタリングの基本的な進め方の確認

▼

５月後半

６月

書面調査

〇専門部会の各委員が個々に行う書面調査

▼

７月中旬

専門部会（第２回）

〇書面調査状況の共有
〇優良事例（候補）等の検討
〇訪問調査での確認事項の決定
〇各専門委員の訪問調査先および役割の決定

▼

７月下旬～８月

訪問調査

〇各採択プログラム訪問先でのインタビュー等

▼

９月

専門部会（第３回）

〇訪問調査内容の共有
〇モニタリング結果（案）の取りまとめ

▼

９月下旬

モニタリング委員会（第２回）

〇モニタリング結果の確定

Ⅱ．実施体制

（１）「キャンパス・アジア」モニタリング委員会

「キャンパス・アジア」モニタリング委員会（以下、「委員会」）は、モニタリングの開始にあたり、基準・方法の決定、専門部会の編成、部会長の指名を行います。

モニタリングの最後には、書面調査・訪問調査を経て専門部会によって取りまとめられた、モニタリング結果（案）について審議し、結果を確定します。

（２）専門部会

専門部会は、委員会にて決定したモニタリングの基準・方法に基づき、書面調査、訪問調査、モニタリング結果（案）の取りまとめを行います。

専門部会は、委員会委員および専門委員で構成します。部会長は、委員会の委員長の指名により、また副部会長は、部会長の指名により、それぞれ選任します。

今回のモニタリングでは、２つの専門部会を組織し、各部会はそれぞれ、５つの採択プログラムのモニタリングを担当することとします。

Ⅲ．書面調査の手順

（１）専門部会の委員個々における調査・分析

はじめに、当該専門部会の対象となる５つの採択プログラムからそれぞれ提出された自己分析書について、専門部会の委員が個々に調査・分析を行います。

各委員は、５つの採択プログラムそれぞれについて、以下の作業を行います。

●優良事例（候補）の抽出

自己分析書「Ⅱ 基準ごとの自己分析」の「１．（当該基準に係る）現況の説明」では、７つのモニタリング基準ごとに、工夫した取組みや優れていると考える取組みが記述されています。

それらについて、モニタリング基準の「優れた取組を抽出する視点の例」に照らして、優良事例の候補と判断される取組みを抽出します。また、採択プログラム関係者への聞き取りを経て優良性を判断したいものについては、「訪問調査での確認事項」として整理します。

●質の段階の整理

次に、それぞれの基準において、質を伴った取組みがどの程度構築できているかについて、自己分析書に基づいて、モニタリング基準の「段階判定の尺度と説明」に照らしながら、「優れて進展している」・「進展している」・「標準的」・「課題が残っている」の４段階で判定します。

なお、「優れて進展している」の尺度は、モニタリング実施側のみが用いる尺度です。したがって、採択プログラム側は、「優れて進展している」を除く３段階の尺度で自己判定を行います。モニタリング実施側は、特に優れていると認められる取組みについて、「優れて進展している」と判定することができます。

●「今後の課題点」へのコメント

自己分析書の「Ⅱ 基準ごとの自己分析：２．今後の課題点」には、モニタリング実施側からの助言や意見を求めたいことがらが示されています。これらに対して、モニタリング委員・専門委員の立場からコメントしてください。

（２）書面調査内容の共有

各委員が個々に行った書面調査の内容は、専門部会で共有します。採択プログラムごとに、専門部会の判断として、各基準における優良事例の候補および質の段階の素案をまとめます。また、優良性を確認したい事項や書面調査での疑問点等を、「訪問調査時の確認事項」として整理します。

Ⅳ．訪問調査

訪問調査は、書面調査段階でまとめた「訪問調査時の確認事項」を中心に、関係者へのインタビューを通じて現地調査を行います。訪問調査は、以下の実施内容が確保できるよう、訪問調査日を採択プログラムと協議した上で、スケジュールを設定します。

- インタビュー①：　採択プログラムの責任者や実施に携わる教職員（９０分程度）
- インタビュー②：　採択プログラムに参加した（している）日本側学生（４５分程度）
- インタビュー③：　採択プログラムに参加している中国・韓国側学生（４５分程度）

訪問調査に先立ち、採択プログラムへは、専門部会がまとめた「訪問調査時の確認事項」を送付します。

また、訪問日の調整や、中国・韓国側学生とのインタビューの際の言語、出席者等の必要事項の連絡時期等、詳細については、別途採択プログラムにお知らせします。

※なお、訪問調査には、日中韓質保証機関協議会の中国・韓国側メンバーがオブザーブ参加する可能性があります。

Ｖ．モニタリング結果の取りまとめ

（１）モニタリング報告書の作成

専門部会は、書面調査・訪問調査を通じた分析状況をもとに、モニタリングの結果（案）として、採択プログラムごとの「モニタリング報告書」（案）を作成します。報告書（案）には以下の内容が含まれます。

（結果の概要）

- **「総括」**： 基準ごとの評定を踏まえて、モニタリングの総括を記述。また、特に際立った優良事例等を記述。

（基準ごとの取りまとめ）

- **「取組みの特徴」**： 取組みの特徴として、質の段階を含めて記述するとともに、「抽出した優れた取組み」を列記し、モニタリング実施側からのコメント等を付記。
- **「今後の課題点に対するコメント」**： 自己分析書に示された今後の課題点に対する、モニタリング実施側からのコメントを記述。

（２）委員会によるモニタリング結果の確定

専門部会にてまとめられたモニタリング結果（案）は、委員会で審議され、モニタリングの最終結果として確定します。

なお、委員会での最終確定に先立ち、結果（案）は、採択プログラムへ提示されます。

図：モニタリング報告書のイメージ

「キャンパス・アジア」モニタリング
モニタリング報告書

「（構想名称）〇〇・・・・〇〇」

〇〇大学

平成２５年〇月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

Ⅰ　モニタリング結果の概要

総　括

・・・・・

（※基準ごとの評定を踏まえてモニタリングの総括を記述）

優れた取組み

・・・・・

・・・・・

（※特に際立った優良事例を箇条書きで記述）

課　題

・・・・・

・・・・・

Ⅱ　基準ごとのモニタリング結果

基準１　教育プログラムの目的
海外大学との共同教育プログラムの目的が明確に定められ、参加大学の間で共有されているか。

組みの特徴

当該プログラムは、・・・・・・・・・といった取組みが特徴的である。・・・・・・・・よって、基準1に関しては、優れて進展している。

抽出した優れた取組み

・「・・・・」については、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
という視点から、優れた取組みである。

・・・・・・

モニタリング実施側からのコメント

・・

ント

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

基準２　教育の実施
基準２－１　実施体制 目的を達成するための体制が、参加大学等の間で適切に構築され、機能しているか。

ん

当該プログラムは、・・・・・・・・・といった取組みが特徴的である。・・・・・・・・よって、基準2－1に関しては、進展している。

抽出した優れた取組み

・「・・・・」については、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
という視点から、優れた取組みである。

・・・・・・

モニタリング実施側からのコメント

・・

コメント

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

※「Ⅱ　基準ごとのモニタリング結果」は、基準２－２以降についても同様に記述します。

「キャンパス・アジア」
モニタリングハンドブック

日本における１次モニタリングの基準と実施方法

Handbook for ‘CAMPUS Asia’ Monitoring
- Criteria and Method of the 1st Monitoring in Japan -

独立行政法人 大学評価・学位授与機構

〒187-8587 東京都小平市学園西町 1-29-1
TEL: 042-307-1623
http://www.niad.ac.jp